

現在の F X 取引に係る紛争類型の概要

1 勧誘に端を発する紛争の消滅

いわゆる「外国為替証拠金取引」(F X 取引)は、平成 17 年 7 月 1 日に金融先物取引法改正法が施行され、許可制度、不招請勧誘(無差別の電話・訪問勧誘を一律に禁止する制度)が導入された結果、近時は、その被害は大きく質的変容を見せている。

特に、登録を経ている業者による取引において、勧誘に端を発する被害相談はほとんど見られなくなり(珍しいものとして、「100%の勝率で毎月25%以上の利益を得ていく方法」などと喧伝されていた「F X 常勝バイブル」という情報商材の頒布者とこれにより顧客獲得をしていたインターネット専業 F X 取引業者の損害賠償責任を肯定した事案(東京地判平成 20 年 10 月 16 日消費者法ニュース 78 号 275 号)がある。)、その他ごく少数存在する勧誘に端を発する紛争は、商品先物会社系の F X 業者に係る被害である。

2 システムトラブル

F X 取引において現在顕在化している問題は、(広義の)システムトラブルである。相場が乱高下する場面で、取引画面がフリーズしてしまったり、注文が出せなくなったり、といった事象が多く発生している。

また、システムの正常さ・公正さが外部から見えにくいこともあって、スプレッドが恣意的に拡大されたり、スリッページが相当と考えられる範囲を超える頻度・範囲で生じたり、俗に「ロスカット狩り」と呼ばれるような手法が用いられているのではないかとの疑念が生じるような状況がしばしば見られる(これは、いわゆるトレール注文についても見られる。)

ロスカットの発動が適切になされなかったという事案について、適切にロスカットがされていたであろう場合との差額の賠償を求めた訴訟の判決である東京地判平成 20 年 7 月 16 日金融法務事情 1871 号 51 頁が参考になる。なお、「安全性」をうたい文句にしてきた取引所取引においてもシステムトラブルは少なくない頻度で生じているようである(例えば南アランド誤レート配信問題で集団訴訟が提起されている。)

相対取引業者においてはこの種のシステムトラブルは多く、提示レート(スワップを含む)が誤りであったなどとして事後的に取引益金の出金を拒まれるという事案も相当数ある。

システムトラブルの問題とは離れるが、F X 取引業者は利益を出す顧客を閉め出してしまおうという姿勢を採っているのではないかと思われる節があり、不正取引をしたなどと強弁して口座を強制解約したり、いわゆる「キャッシュバックキャンペーン」で約束した金員(取引量に応じて支払を約した「キャッシュバック金」)の支払いを拒むという事例も多く生じているようである。このような事案についての判決として、東京地判平成 26 年 6 月 19 日証券取引判例セレクト 47 巻 95 頁がある。

3 また、これは現在では解消された問題であると思われるが、平成19年ころには、FX取引業者の分別管理のあり方が不適切であったことから、複数のFX取引業者が破綻した。中には、顧客の預かり資産がカバー取引とは名ばかりの業者構成員の「手張り」のための証拠金に用いられ、結果、巨額の証拠金が欠損するという事態が明らかになったものさえある。この点の問題についての裁判例として、東京地判平成22年4月19日判例タイムズ1335号189頁がある。

4 小括

以上のとおり、現在、FX取引において勧誘行為の問題に端を発する紛争はほとんどない状況である。